

信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（株式会社企業再生支援機構により保証されたエクスポージャー） 第六十九条 第五十条から前条までの規定にかかわらず、株式会社企業再生支援機構（株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）に規定する株式会社企業再生支援機構をいう。）により保証されたエクスポージャーのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（株式会社産業再生機構により保証されたエクスポージャー） 第六十九条 第五十条から前条までの規定にかかわらず、株式会社産業再生機構（株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）に規定する株式会社産業再生機構をいう。）により保証されたエクスポージャーのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。</p>